

第3節 差押禁止財産

第1 差押えが禁止されている財産

差押えが禁止されている財産とは、滞納者の最低生活の維持の保障、生業の維持、文化的生活等の保障、公益上の必要などから、絶対に差押えを禁止したものである。これらの財産を差し押えた場合は原則として無効であり、例え滞納者の承諾がある場合でも差し押えることはできない。

1 差押えができない財産

(1) 衣服、寝具等

滞納者及びその者と生計を一にする親族の最低生活に必要な衣服、寝具、家具、台所用具、畳及び建具

(注) 1 生計を一にするとは、互いに補い、日常生活の資を共通にしていることをいい、滞納者がその親族と起居をともにしていない場合においても、常に生活費、学資金又は療養費等を送金して扶養しているときはこれに該当する。なお、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、生計を一にするものとなる(基本通達37⑥)。

2 畳及び建具は、建物とともに差し押えるときは、差押え禁止財産とならない。

3 滞納者の所有に属さない衣服等(例えば配偶者の所有に属する衣服等)は、差押えの対象財産とならない。

(2) 食料及び燃料

滞納者及びその者と生計を一にする親族の生活に必要な三ヶ月間の食料及び燃料

(注) 生活に必要な3ヶ月の食料及び燃料とは滞納者及びその者と生計を一にする親族の3ヶ月間の生活の維持のため必要と認められる食料及び燃料をいう(基本通達75④)。

(3) その他

ア 自己の労力を主とする農業者の農業を営むために必要不可欠な器具、肥料、労役用の家畜及びその飼料並びに、次の収穫期まで農業を継続するために、不可欠な種子、その他の農作物。

イ 自己の労力を主とする漁業者の水産物の採捕又は養殖に必要不可欠な漁網その他の漁具、えさ、及び稚魚その他これに類する水産物。

ウ 技術者、職人、労務者その他主として自己の知的又は肉体的な労働により、職業又は営業に従事する者の業務の遂行に必要不可欠な器具その他のもの（商品を除く）。

(注) 1 技術者、職人、労務者、その他主として自己の知的又は肉体的な労働により、職業又は営業に従事する者とは、技術者、職人、労務者、弁護士、給与生活者、僧侶、画家、著述家、小規模な企業主等で生計を一にする親族以外の他人の労力又は物的設備にほとんど依存することなく、自己の知的又は肉体的な労働を主とする職業又は営業により生計を維持している者をいう（昭和 46. 5. 18 東京高判参照）。

2 業務の遂行に必要不可欠な器具その他のものとは1に掲げる滞納者及びその者と生計を一にする親族がその職業又は営業を遂行するに当たり最低限度必要なものをいう。

この場合において最低限度必要なものであるかどうかは、滞納者の職業又は営業の規模、態様、器具等の用途又はその使用期間等を考慮して判定する。

エ 実印その他職業又は生活に必要不可欠な印（例えば、社印等）

オ 仏像、位牌その他礼拝又は祭祀に直接供するため必要不可欠なもの。

カ 滞納者に必要な系譜、日記及びこれらに類する書類。

キ 滞納者又はその親族が受けた勲章、その他名誉の章票。

ク 滞納者又はその者と生計を一にする親族の学習に必要な書籍及び器具。

(注) 1 学習とは、義務教育に限らず高等学校、大学等における学習を含むが、一般の教養又は余技としての学習は含まない。

2 書籍とは教科書、参考書、辞書、帳簿等をいい、器具とは机、本箱、文房具をいう

ケ 発明又は著作に係るもので、まだ公表していないもの。

(注) 公表とは、発明につき特許を受けたとき若しくは、発明に係るものを展示等し、又は著作に係るものを発行、演奏、展示等すること（特許法 29 参照、著作権法 4①参照）。

コ 滞納者又はその者と生計を一にする親族に必要な義手、義足その他身体の補足に供する物。

サ 建物その他の工作物について、災害防止のため法令上設備することを義務付けられている消防用の機械、器具、避難器具、鉱山の保安設備等の備品。

2 特別法により差押えが禁止されている財産

国税徴収法に規定する、差押禁止財産以外の財産であっても、他の法令により差押えが禁止されている財産については、差し押えることができない。

特別法により差押えが禁止されている財産は下表のとおりである。

法令により差押えが禁止されている財産

法 令 名 (差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
恩給法 (11 条 3 項)	恩給 (2 条) を受ける権利 (増加恩給と併給するものを除いた普通恩給及び一時恩給を受ける権利を除く。) (45 条から 46 条の 2 まで、60 条、63 条、73 条、74 条、74 条の 2、81 条、82 条、67 条、70 条参照)
介護保険法 (25 条)	介護給付 (40 条から 42 条の 3 まで、44 条から 49 条まで、51 条から 51 条の 3 まで)、予防給付 (52 条から 54 条の 3 まで、56 条から 61 条の 3 まで) 又は市町村特別給付 (62 条) を受ける権利
海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律 (7 条により警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律 10 条を準用)	療養給付、疾病給付、障害給付、介護給付、遺族給付、葬祭給付又は休業給付を受ける権利 (2 条、3 条、5 条)
確定給付企業年金法 (34 条 1 項)	障害給付金の受給権 (43 条)
確定拠出年金法 (32 条 1 項、73 条)	障害給付金の受給権 (37 条)

法 令 名 (差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
<p>(旧) 簡易生命保険法 (50 条) (郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備に関する法律 (附則 16 条) により、法施行時に契約を締結しているものに限る。)</p>	<p>被保険者が死亡したことにより支払う場合の保険金、被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことにより支払う場合の保険金、76 条 (保険金支払等の特例) 1 項及び 2 項の規定により支払う場合の保険金又は特約に係る保険金 (被保険者の生存中にその保険期間又は保険約款の定める期間が満了したことにより支払うものを除く。)</p>
<p>北朝鮮によって拉致された被害者等の支援に関する法律 (12 条)</p>	<p>拉致被害者等給付金又は滞在援助金の支給を受ける権利 (5 条)</p>
<p>旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法 (16 条の 2 第 1 項、3 項)</p>	<p>給付を受ける権利 (旧国家公務員共済組合法に規定する退職年金、退職一時金に相当するものを受ける権利を除く。)(3 条、4 条、7 条の 2、7 条の 3)</p>
<p>漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法 (14 条により雇用対策法 21 条を準用)</p>	<p>職業転換給付金の支給を受ける権利 (13 条) (事業主に係るものを除く。)</p>
<p>警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律 (10 条)</p>	<p>療養給付、疾病給付、障害給付、介護給付、遺族給付、葬祭給付又は休業給付を受ける権利 (2 条、5 条)</p>
<p>刑事補償法 (22 条)</p>	<p>不当な刑の執行又は拘留、拘禁に対する補償の請求権 (1 条) 及び補償払渡しの請求権 (20 条)</p>
<p>結核予防法 (21 条の 2 第 2 項により予防接種法 16 条を準用)</p>	<p>医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金又は葬祭料の給付を受ける権利 (21 条の 2 第 1 項)</p>
<p>健康保険法 (61 条)</p>	<p>保険給付を受ける権利 (63 条、85 条から 88 条)</p>

法 令 名 (差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (45条)	<p>まで、97条、99条から102条まで、110条から115条まで)</p> <p>医療費(17条)、一般疾病医療費(18条)、医療特別手当(24条)、特別手当(25条)、原子爆弾小頭症手当(26条)、健康管理手当(27条)、保険手当(28条)、介護手当(31条)、葬祭料(32条)又は特別葬祭給付金(33条)の支給を受ける権利及び第34条(特別葬祭給付金の額又は記名国債の交付)に規定する国債(17条、18条、24条から28条まで、31条から34条まで)</p>
原子力損害の賠償に関する法律(9条3項、11条)	原子力損害賠償責任保険契約(8条)又は原子力損害賠償補償契約(10条)の保険請求権(9条1項、2項、11条)
公害健康被害の補償等に関する法律(16条)	療養(19条)、療養費(24条)、障害補償費(25条)、遺族補償費(29条)、遺族補償一時金(35条)、児童補償手当(39条)、療養手当(40条)又は葬祭料(41条)の支給を受ける権利
厚生年金保険法(41条1項)	障害厚生年金(47条)、障害手当金(55条)又は遺族厚生年金(58条)に係る保険給付を受ける権利
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(8条2項)	療養補償、休業補償、疾病補償、障害補償、介護補償、遺族補償又は葬祭補償を受ける権利(3条、5条)
国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(8条)	就職促進手当、技能習得手当、移転費、自営支度金、再就職奨励金又は雇用奨励金の給付金の支給を受ける権利(事業主に係るものを除く)(7条)

法 令 名 (差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
国民健康保険法 (67 条)	保険給付を受ける権利 (38 条、52 条から 54 条の 2 まで、54 条の 3、54 条の 4、57 条の 2、58 条)
国民年金法 (24 条)	障害基礎年金 (30 条)、遺族基礎年金 (37 条)、付加年金 (43 条)、寡婦年金 (49 条) 又は死亡一時金 (52 条の 2) の給付を受ける権利
国家公務員共済組合法 (49 条)	給付 (40 条、51 条、72 条) を受ける権利 (退職共済年金又は休業手当金を受ける権利を除く。) (54 条、56 条から 57 条まで、60 条の 2 から 64 条まで、66 条、67 条、70 条、71 条、81 条、87 条、88 条、92 条の 3、68 条、76 条、79 条から 80 条まで参照)
国家公務員災害補償法 (7 条 2 項)	療養補償 (10 条)、休業補償 (12 条)、疾病補償年金 (12 条の 2)、障害補償 (13 条)、介護補償 (14 条の 2)、遺族補償 (15 条) 又は葬祭補償 (18 条) を受ける権利
雇用対策法 (21 条)	職業転換給付金の支給を受ける権利 (18 条) (事業主に係るものを除く。)
雇用保険法 (11 条)	失業等給付を受ける権利 (10 条、13 条、36 条、37 条、37 条の 2、38 条、43 条、56 条の 2、58 条、59 条、60 条の 2、61 条、61 条の 2、61 条の 4、61 条の 5、61 条の 7)
砂防法 (37 条 2 項)	保証金 (37 条 1 項) の返還請求権
自動車損害賠償保障法 (18 条、74 条)	保険会社に対する損害賠償額 (16 条 1 項) 若しくは仮渡金 (17 条 1 項) 又は政府に対する損害賠償額 (72 条 1 項) の請求権

法 令 名 (差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
児童手当法 (15 条)	児童手当の支給を受ける権利 (4 条)
児童福祉法 (57 条の 5 第 2 項、第 3 項)	療育の給付 (19 条)、障害児施設給付費 (24 条の 2)、高額障害児施設給付費 (24 条の 6)、特定入所障害児食費等給付費 (24 条の 7) 若しくは障害児施設医療費 (24 条の 20) を受ける権利又は支給金品 (既に支給を受けたものであるとないとにかかわらない。)
児童扶養手当法 (24 条)	児童扶養手当の支給を受ける権利 (4 条)
障害者自立支援法 (13 条)	自立支援給付を受ける権利 (6 条、28 条から 30 条まで、32 条から 35 条まで、52 条、70 条、71 条、76 条)
証人等の被害についての給付に関する法律 (10 条)	療養給付、疾病給付、障害給付、介護給付、遺族給付、葬祭給付又は休業給付を受ける権利 (3 条、5 条)
消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律 (55 条)	消防団員等公務災害補償を受ける権利 (1 条)
じん肺法 (37 条)	転換手当の支払いを受ける権利 (22 条)
生活保護法 (58 条)	生活扶助 (31 条)、教育扶助 (32 条)、住宅扶助 (33 条)、医療扶助 (34 条)、介護扶助 (34 条の 2)、出産扶助 (35 条)、生業扶助 (36 条) 若しくは葬祭扶助 (37 条) により給与を受けた保護金品又はこれを受ける権利
石炭鉱業年金基金法 (20 条により厚生年金保険法 41 条 1 項を準用)	年金たる給付又は脱退を支給理由とする一時金たる給付
船員の雇用の促進に関する特別措置法 (4	就職促進給付金の支給を受ける権利 (3 条)

法 令 名 (差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
条)	(事業主に係るものを除く。)
船員法 (115 条)	失業手当 (45 条)、雇止手当 (46 条)、送還の費用 (48 条)、送還手当 (49 条) 又は災害補償 (89 条から 94 条まで) を受ける権利 給料その他の報酬と失業手当、送還手当、傷病手当又は行方不明手当をともに支払うべき期間についての給料その他の報酬を受ける権利のうち、これらの手当の額に相当する部分に関するもの (114 条)
船員保険法 (27 条)	保険給付 (1 条) を受ける権利 (28 条、28 条ノ 7、29 条、29 条ノ 2、29 条ノ 4 から 30 条まで、31 条ノ 2 から 32 条まで、33 条ノ 2、33 条ノ 3、33 条ノ 15、33 条ノ 15 ノ 2、33 条ノ 16、33 条ノ 16 ノ 2、33 条ノ 16 ノ 4 から 40 条まで、46 条、49 条ノ 2、50 条、50 条ノ 9、50 条ノ 10)
戦傷病者戦没者遺族等援護法 (47 条)	障害者年金、障害一時金 (7 条)、遺族年金、遺族給与金 (23 条) 又は弔慰金 (34 条) を受ける権利及び第 37 条《弔慰金の額及び記名国債の交付》に規定する国債
戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 (9 条)	特別給付金を受ける権利 (3 条) 及び第 4 条第 1 項《特別支給金の額及び記名国債の交付》に規定する国債
戦傷病者特別援護法 (26 条)	療養費 (17 条)、療養手当 (18 条)、葬祭費 (19 条)、更正医療に要する費用 (20 条) 又は補装具 (購入又は修理に要する費用を含む。) (21 条) を受ける権利
戦没者等の遺族に対する特別給付金支給法 (11 条)	特別弔慰金の支給を受ける権利 (3 条) 及び第 5 条第 1 項《特別弔慰金の額及び記名国債の交

法 令 名 (差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 (9 条)	付》に規定する国債 特別給付金の支給を受ける権利 (3 条) 及び第 4 条第 1 項《特別給付金の額及び記名国債の交付》に規定する国債
戦没者の父母等に対する特別給付金支給法 (11 条)	特別給付金の支給を受ける権利 (3 条) 及び第 5 条第 1 項《特別給付金の額及び記名国債の交付》に規定する国債
地方公務員災害補償法 (62 条 2 項)	療養補償 (26 条)、休業補償 (28 条)、疾病補償年金 (28 条の 2)、障害補償 (29 条)、介護補償 (30 条の 2)、遺族補償 (31 条) 又は葬祭補償 (42 条) を受ける権利
地方公務員等共済組合法 (51 条、167 条の 2)	給付 (42 条、53 条、74 条) を受ける権利 (退職共済年金又は休業手当金を受ける権利を除く。) (56 条、57 条の 2 から 59 条の 3 まで、62 条の 2 から 65 条まで、68 条、69 条、70 条の 2、70 条の 3、72 条、73 条、84 条、96 条、99 条) 共済給付金 (158 条) を受ける権利 (退職年金又は退職一時金を受ける権利を除く。) (162 条、163 条、163 条の 3)
中小企業退職金共済法 (20 条)	退職金等の支給を受ける権利 (10 条) (被共済者の退職金等の支給を受ける権利を除く。)
特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (16 条により児童扶養手当法 24 条を準用)	特別児童扶養手当 (3 条)、障害児童福祉手当 (17 条) 又は特別障害者手当 (26 条の 2) の支給を受ける権利
独立行政法人日本医薬品医療機器総合機構法 (36 条 1 項)	副作用救済給付 (16 条) 及び感染救済給付 (20 条) を受ける権利

法 令 名 (差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
独立行政法人日本スポーツ振興センター法 (33条)	災害共済給付を受ける権利 (17条)
独立行政法人農業者年金基金法 (26条)	死亡一時金の受給権 (35条)
農業災害補償法 (89条)	共済金 (84条) の支払を受ける権利 (3条、4条)
犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律 (17条)	犯罪被害者等給付金 (4条) の支給を受ける権利 (3条)
ハンセン病療養所入居者等に対する補償金の支給等に関する法律 (8条)	補償金の支給を受ける権利 (3条)
引揚者給付金等支給法 (20条)	遺族給付の支給を受ける権利 (8条) 及び 11条第1項《遺族給付金の額及び記名国債の交付》に規定する国債
平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律 (16条)	弔慰料の支給を受ける権利 (3条)
母子保健法 (24条)	第20条《養育医療》の規定により金品の支給を受ける権利
未帰還者に関する特別措置法 (11条)	弔慰料の支給を受ける権利 (3条)
未帰還者留守家族等援護法 (31条)	援護を受ける権利 (5条、15条から17条まで、26条)
予防接種法 (16条)	給付 (17条) を受ける権利 (16条)
らい予防法の廃止に関する法律 (6条)	入所者の親族等の生活を援護するため、支給された金品又はこれを受ける権利 (6条)

法 令 名 (差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
連合国占領軍等の行為等による被害者に対する給付金の支給に関する法律 (23 条)	療養給付金 (7 条)、休業給付金 (8 条)、障害給付金 (9 条)、遺族給付金 (10 条)、葬祭給付金 (13 条)、打切給付金 (14 条)、特別障害給付金 (14 条の 3)、特別遺族給付金 (14 条の 4) 又は特別打切給付金 (14 条の 5) の支給を受ける権利
老人保健法 (45 条)	医療 (17 条)、入院時食事療養費 (17 条の 2) 又は特定療養費 (17 条の 3) を受ける権利
労働基準法 (83 条 2 項)	療養補償 (75 条)、休業補償 (76 条)、障害補償 (77 条)、遺族補償 (79 条)、葬祭料 (80 条)、打切補償 (81 条) 又は分割補償 (82 条) を受ける権利
労働者災害補償保険法 (12 条の 5 第 2 項)	療養補償給付 (13 条)、休業補償給付 (14 条)、障害補償給付 (15 条)、遺族補償給付 (16 条)、葬祭料 (17 条)、傷病補償年金 (18 条)、介護補償給付 (19 条の 2)、療養給付 (22 条)、休業給付 (22 条の 2)、障害給付 (22 条の 3)、遺族給付 (22 条の 4)、葬祭給付 (22 条の 5) 又は二次健康診断等給付 (26 条)

3 社会保険制度に基づく給付の差押禁止

社会保険制度に基づき支給される、退職年金、老齢年金、普通恩給、休業手当及びこれらの性質を有する給付に係る債権は給与とみなして一定額の差押えが禁止される。

また、退職一時金、一時恩給及びこれらの性質を有する給付に係る債権は、退職手当とみなして一定額の差押えが禁止される (国税徴収法 77①)。

なお、退職年金等に係る債権で差押えの禁止について規定する条項は下表のとおりである。

法令により差押えが禁止されている財産

法令名 (差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
厚生年金保険法 (41 条ただし書)	老齢年金又は通算老齢年金を受ける権利 (42 条、46 条の 3)
船員保険法 (52 条)	保険給付を受ける権利 (29 条)
国民年金法 (24 条ただし書)	老齢年金 (79 条の 2 第 1 項の規定により支給されるものを除く。) 又は通算老齢年金を受ける権利 (26 条、29 条の 3)
恩給法 (11 条 3 項ただし書)	普通恩給 (増加恩給と併給するものを除く。) を受ける権利 (45 条、46 条)
国家公務員共済組合法 (49 条ただし書)	退職給付又は休業手当金を受ける権利 (76 条、79 条、79 条の 2、68 条)
地方公務員等共済組合法 (29 条ただし書)	退職給付又は休業手当金を受ける権利 (78 条、81 条、82 条、70 条)
国税徴収法 (77 条 1 項)	法人税法第 84 条第 3 項《退職年金等積立金の額の計算》に規定する適格退職年金契約に基づいて支給される退職年金に係る債権 (注) 所得税法施行令第 69 条第 2 項《退職金共済制度等に基づく年金等で給与等とみなさないもの》の規定に該当する部分の退職年金を除く。(徴収令 35 条 2 項)
国税徴収法施行令 (35 条 1 項 1 号から 11 号)	厚生年金保険法附則第 28 条《指定共済組合の組合員》に規定する共済組合が行う退職金共済に関する制度により給付を受ける年金に係る債権等

4 条件付で差押えができない財産

次に掲げる財産は、自己の労力を主とする農業者の農具等に該当する場合を除いて差し押えることができるが、滞納者の保険料等の全額を徴収することができる他の財産で、換価が困難でなく、かつ、第三者の権利の目的となっていない財産を提供したときは、差押えをしないものとする（国税徴収法 78）。

ア 農業に必要な機械、器具、家畜類、飼料、種子その他の農産物、肥料、農地及び採草放牧地。

イ 漁業に必要な漁網その他の漁具、えさ、稚魚その他の水産物及び漁船。

ウ 職業又は事業の継続に必要な機械、器具、その他の備品（工具、計器、消耗品等）及び原材料、その他たな卸資産。

(注) 1 提供とは徴収職員が直ちに差押えができる状態におくことをいう。ただし、滞納者が提供しようとする財産の権利関係が明らかでなく、又はその財産が著しく遠隔地にあるなどにより調査するために日時を要する場合には該当しない。

2 採草牧草地とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜のための採草又は、家畜の放牧の目的に供されるものをいう（農地法 2①参照）。

第4節 財産別の差押え手続

第1 債権（預貯金・売掛金・貸付金等）の差押え

1 差押えの対象となる債権

国税徴収法における差押えの対象となる債権は、金銭又は換価に適する財産の給付を目的とする債権をいい、金融機関預貯金、売掛金、貸付金、賃貸料、敷金、給料、生命保険などの債権がこれに当たる。

また、将来生ずる債権（将来受けるべき継続的取引契約に基づく売掛代金債権、雇用契約に基づく給料債権、賃貸借契約に基づく賃料債権、社員又は株主の有する決議前の利益配当請求権、社会保険制度に基づく診療報酬債権等）であっても差し押えるときにおいて、原因が確立しており、かつ、その発生が確実であると認められるものは、差し押えることができる（基本通達62①）。

（注） 本来の性質が債権であっても、その性質上取立てに適さず、換価手続によるべきもの（例えば電話加入権、貸借権、振替社債等）は、無体財産権として国税徴収法第73条（電話加入権等の差押の手続及び効力発生時期）の規定により差し押える（国税徴収法54②）。

2 差押えの手続

（1）差押調書の手続

債権を差し押えたときは、差押調書（様式4号）、差押調書謄本、債権差押通知書を3枚複写で作成し、差押調書は差押の事跡を記録証明するため労働局で保管し、差押調書謄本は滞納者に交付する（基本通達62⑦）。

一方、第三債務者へは、債権差押通知書（様式4号）を作成し送達する。債権差押通知書の送達は、債権差押の効力要件であるから、郵送による場合は、配達証明郵便によって行うこと。

実際の差押えにあたっては、事前に必要事項の記載を行っておくこととなる。一般的な作成手続については、第1節、第3、4「差押えの手続」（P4-8）を参照すること。

督促状等を出したのち、接触（滞納整理のための納入の催告書を出す程度以上のものをいう）のない期間が、6ヶ月以上を超えてから差押えをするときは、あらかじめ文書により催告（差押予告）をしてから差押えを行う（基本通達47⑱）。催告（差押予告）は、それ自体、時効中断事由ではないが、1回に限り時効期間を最大6ヶ月間延長できる効果がある。ただし、催告（差押予告）自体に

時効中断効果はないので、6ヶ月以内に差し押えない場合は時効が中断されないことに注意する。

(注) 「第三債務者」とは、滞納者に対して金銭又は換価に適する財産の給付を目的とする債務を負う者をいう(基本通達62③)。

具体的には、預貯金口座の差押えの場合は金融機関、売掛金の差押えの場合は取引先企業等がこれに当たる。

(2) 差押調書の作成

差押調書の第三債務者欄、差押債権欄・履行期限欄には、それぞれ以下のように記載する(差押債権欄の行数等が足りない場合は詰めて記載すること)。

なお、
 [Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]

ア [Redacted]

(ア) [Redacted]

第三債務者	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
履行期限	[Redacted]

(イ) [Redacted]

第三債務者	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
履行期限	[Redacted]

(ウ) [Redacted]

第三債務者	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
履行期限	[Redacted]

債権差押通知書の送付先 : [Redacted]

(エ) [Redacted]

第三債務者	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
履行期限	[Redacted]

[Redacted]

(オ) [Redacted]

第三債務者	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
履行期限	[Redacted]

イ

第三債務者	
履行期限	

ウ

第三債務者	
履行期限	(注)

(注) の履行期限は以下のとおり。

1 弁済期の約定がある場合

(1)

(2)

(3)

2 弁済期の約定がない場合

(1) 滞納者が履行の催告をしていないとき

差押時から相当の期間（契約の目的、金額その他の事情からみて客観的に妥当な期間であり、第三債務者が弁済資金の調達に要する期間をいう。）を経過する日を指定して記載する（基本通達 62⑨、民法 591①）。

(2) 滞納者が既に履行の催告をしているとき

相当の期間を定めて催告しているときは、その催告による指定日を、また、相当の期間を定めずに催告しているときは、催告後相当の期間を経過すると認められる日を指定して記載する（大判昭 5. 1. 29）

工

第三債務者	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
履行期限	[Redacted]

才

第三債務者	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
履行期限	[Redacted]

力

(ア)

第三債務者	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
履行期限	[Redacted]

(イ)

第三債務者	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
履行期限	[Redacted]

キ

(ア)

第三債務者	(注1)
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
履行期限	[Redacted]

(注) 1 第三債務者は、次による。

(1)

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(2)

[Redacted]

[Redacted]

(3)

[Redacted]

[Redacted]

2

[Redacted]

(1)

[Redacted]

(2)

[Redacted]

(3)

[Redacted]

(イ) [Redacted]

第三債務者	(ア) に同じ
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
履行期限	[Redacted]

(注) 1 [Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]
 2 [Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]

ク [Redacted]

(ア) [Redacted]

第三債務者	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
履行期限	[Redacted]

(イ) [Redacted]

第三債務者	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
履行期限	[Redacted]

ケ [Redacted]

第三債務者	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
履行期限	[Redacted]

(3) 差し押える債権の範囲

債権を差し押えるときは、その全額を差し押える。

ただし、その全額を差し押える必要がないと認められるときは、一部を差し押えることができる(国税徴収法63)。

(注) 全額を差し押える必要がないと認めるときとは、次に掲げる要件を満たすときをいう(基本通達63②)。

- 1 第三債務者の資力が十分で履行が認められること。

- 2 弁済期日が明確であること。
- 3 差し押える債権が、他に優先する質権等の目的となっておらず、また、その支払につき抗弁事由がないこと。

(4) 差押財産の取立て

取立てとは、徴収職員が、被差押債権の本来の性質、内容に従って、金銭又は換価に適する財産の給付を受けることをいう（基本通達67①）。

したがって、履行期限が到来したときは、この取立権（債権者たる滞納者の有する取立機能と同一内容のもの）を行使し、速やかに履行を請求する。

取立てにあたっては、次のことに留意する。

ア 第三債務者から金銭を取り立てたときは、その取り立てた時に、滞納者からその差押えに係る保険料等の徴収金を徴収したものとみなす。

イ 第三債務者から取り立てた金銭以外の財産については、その財産の種類に応じて、差押えの手続を取らなければならない。

ウ 履行期限が到来しても第三債務者が履行しないときは、速やかに文書等により履行を請求し、請求に応じないときは、債権取立てに必要な方法（支払督促の申立て、給付の訴えの提起等）を講じる。

エ 郵便貯金を差し押えた場合は、差押通知書を受理した貯金事務センターから「払戻証書」が送付されるので、最寄りの郵便局に「払戻証書」を持参し、換金する。

(5) 債権証書の取上げ

債権の差押えのために必要があるときは、債権に関する証書を動産等の差押手続（国税徴収法56①）及び第三者が占有する動産等の差押手続（国税徴収法58）に準じ取り上げることができる（国税徴収法65）。

債権証書を取り上げた場合は、取上調書（様式21号）を作成し、滞納者その他その処分を受けた者にその謄本を交付する必要がある（国税徴収令28①）。

ただし、証書の取上げに際し、差押調書又は搜索調書を作成するときは、これらの調書に取り上げた証書の名称等を付記して取上調書に代えることができる（国税徴収令28①）。

取上げは、徴収職員が債権に関する証書を占有して行うが、この場合、債権証書を第三者が占有している場合で、その第三者が滞納者の親族、その他の特殊関係者であるときは、直ちに取上げることができる。それ以外の者が占有し引渡

しを拒んだときは、引渡命令を発して引渡しの期限までに引渡しがなければ、動産の差押えに準じて債権証書を取り上げる。

- (注) 1 債権に関する証書とは、債権の発生、変更を証する文書のほか、債権の差押債権の取立て、換価、権利の移転及び配当等のために必要と認められる文書をいい、例えば、郵便貯金通帳、銀行預金通帳、銀行預金証書、供託書、正本（官庁又は公署が保管している場合に限る。）、供託通知書、公正証書、確定判決、和解調書等がある（基本通達65②）。
- 2 取り上げるときは、徴収職員がその債権に関する証書の取上げの意思をもって客観的に事実上の支配下に置くことをいう（基本通達65③）。
- 3 「差押えのため必要があるとき」には、債権の差押えをしようとする場合に、債権の存否、債権の数・額の確認等のため必要と認められるときその他、差押債権の取立て、換価、権利の移転及び配当等のために必要と認められるときも含まれる。

3 預貯金口座の差押え

(1) 差押えにあたっての留意点

預貯金、他人名義又は架空名義の預貯金の差押えについては、次のことに留意して差押えを行う（基本通達62⑰）。

ア 預貯金

預貯金は、債権として差し押える。この場合、その預貯金の名称、預貯金金額、預金証書番号等によって債権を特定させる。

イ 他人名義又は架空名義預貯金

他人名義又は架空名義で預金している場合であっても、その真の権利者に対する滞納処分として、その預貯金を差し押えることができる。この場合、預金名義人の住所、氏名、預貯金の種類、名称、預金金額、預金証書番号等によって、被差押債権を特定するとともに、真の権利者が滞納者である旨を表示する。

ウ 預貯金の預金者の確認

無記名預貯金の預金者の確認については自らの出えんによって、自己の預金とする意思で銀行に対し自ら又は使者、代理人を通じて預金契約をした者が預金者である。

(2) 事前作業

[Redacted text block]

(3) 金融機関を臨場する場合の主な流れ

ア [Redacted text block]

イ [Redacted text block]

ウ [Redacted text block]

エ [Redacted text block]

オ [Redacted text block]

カ [Redacted text block]

キ

[Redacted text block]

(注)

[Redacted text block]

(4) 帰庁後作業

帰庁後、滞納者に以下の書類を送付する。

- ア 差押調書謄本 (滞納者用)
- イ 労働保険料等充当通知書(当日換価した場合のみ)

(注) 1 必ず簡易書留で郵送する。

2 直接滞納者に交付する場合は、差押調書に受領の署名又は記名押印をもらう。

(5) 差押え後の対応

ア

[Redacted text block]

(ア)

[Redacted text block]

(イ)

[Redacted text block]

[Redacted text block]

イ

[Redacted text block]

ウ

[Redacted text block]

エ

[Redacted text block]

4 売掛金・貸付金債権の差押え

事業場が取引先に対し商品や原材料の販売を行ったときに、その代金を請求するが、継続的に取引が行われているような得意先の場合は、1ヶ月分をとりまとめて翌月に支払う月極払いの方法が一般的に行われている。

このように、後で代金を受け取る約束で商品や原材料の提供を行うことを掛売りといい、その金銭債権を売掛金という。

事業者が取引先に掛売りを行った場合には、売掛金についての支払請求権を有することになるが、滞納者がこの売掛金の支払請求権を有している場合は、債権として差し押えることができる。

また、役員、従業員、子会社、取引先等に金銭を貸付けた場合に後日受け取ることができる金銭債権を貸付金といい、債権として差し押えることができる。

(1) 差押えにあたっての留意点

ア

[Redacted]

イ

[Redacted]

ウ

[Redacted]

エ

[Redacted]

オ 貸付金の利息、遅延損害金

貸付金の利息、遅延損害金の請求は契約内容により異なる。

(ア) 無利息の約定があるとき…請求できない(民法404)。

商人間の金銭消費貸借は、当然利息付となる(商法513①)。

(イ) 利息の約定があるとき…約定利息を請求できる。

単に利息を付する旨の約定の場合の利率は、民事債権については年5分(民法404)、商事債権については年6分(商法514)となる。

(2) 事前作業

ア [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

イ [Redacted]
[Redacted]

ウ [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

エ [Redacted]

オ [Redacted]
[Redacted]

カ [Redacted]
[Redacted]

(ア) 売掛金

- ① [Redacted]
 - ② [Redacted]
 - ③ [Redacted]
 - ④ [Redacted]
- [Redacted]
[Redacted]

(イ) 貸付金

[Redacted]

(3) 売掛金の差押えの主な流れ

ア [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

イ [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

ウ [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

エ [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

(注) [Redacted]
[Redacted]

(4) 貸付金の差押えの主な流れ

ア [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

イ [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

ウ [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

エ

(5) 帰庁後作業

「3 預貯金口座の差押え」(P4-49)と同様となる。

(6) 差押え後の対応

「3 預貯金口座の差押え」(P4-49)と同様となる。

5 生命保険契約の差押え

生命保険契約には、満期保険金、死亡保険金、積立配当金、解約返戻金等の支払請求権があり、保険金受取人が滞納者である場合は、これら請求権等を差し押え、取り立てることができる。

解約返戻金は、保険契約者による生命保険契約の解約によって発生するものであり、被保険者のために積立てられた金額から、一定の金額（解約控除額）を控除した額が支払われるものである。

死亡保険金は、いつ保険事故が発生し、現実に保険金の取立てが行えるかの予測が困難であること、満期保険金は、満期日まで取立てが行えないこと、利益配当金は額が少額であることから、通常は解約返戻金の取立てを行うこととなる。

(1) 保険金支払請求権等の種類及び帰属

受取人の指定	満期保険金	死亡保険金	利益配当金	解約返戻金
受取人の指定のないとき	保険契約者	保険契約者の相続人 (相続財産) (最判昭 48. 6. 29)	保険契約者	保険契約者
受取人の指定があるとき	保険契約者	指定受取人 (固有の財産) (最判昭 40. 2. 2)	保険契約者	保険契約者

(2) 死亡保険金の差押えの有無

例	契約者	被保険者	受取人	死亡保険金
1	■	■	■	■ ■ ■ ■
2	■	■	■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■
3	■	■	■ ■ ■	■ ■ ■ ■
4	■	■	■	■

(注)

(3) 差押えにあたっての留意点

ア

イ 生命保険契約の解約返戻金支払請求権を差し押えた場合、国税徴収法67条の規定に基づき、解約権を行使できる（最判平11.9.9）。

ウ 特約による保険金等については、別途差押えを行わないと差押えの効力が及ばないことに留意する。

(4) 生命保険契約の解約返戻金請求権の取立て

生命保険契約の解約返戻金請求権を差し押えた場合には、差押債権者は、その取立権に基づき滞納者（保険契約者）の有する解約権を行使することができる（平成11.9.9最高判参照）。ただし、生命保険契約を解約した場合、後日、解約を取り消すことはできないため、解約権の行使にあたっては、解約返戻金による差押債権者の利益と保険契約者及び保険金受取人の不利益（保険金請求権や特約に基づく入院給付金請求権等の喪失）とを比較衡量する必要がある、例えば、次のような場合には、解約権の行使により著しい不均衡を生じさせることにならないか、慎重に判断する（基本通達67⑥）。

ア 近々保険事故の発生により多額の保険金請求権が発生することが予測される場合

イ 被保険者が現実に特約に基づく入院給付金の給付を受けており、当該金員が療養生活費に充てられている場合

ウ 老齢又は既病歴を有する等の理由により、他の生命保険契約に新規に加入することが困難である場合

エ 差押えに係る滞納額と比較して解約返戻金の額が著しく少額である場合

(5) 介入権制度について

解約返戻金を債務の弁済に充てるため、滞納者（保険契約者）が契約していた生命保険などを解除（解約）する場合、一旦解約されると被保険者の年齢や健康状態によっては、改めて生命保険契約等を締結することができない場合や、仮に締結できたとしても保険料が従前に比して高額になることが多いといった問題があったことから、平成22年に施行された保険法において、差押債権者等が生命保険契約等を解除しようとした場合に、一定の範囲の保険金受取人がこれを継続させることができる制度（介入権制度）が新設された。

介入権を行使できるのは、解除通知到達時において、保険契約者以外の保険金受取人であって、保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者である者に限られている。

介入権により、差押債権者による生命保険契約等の解除は、保険者（保険給付の義務を負う者）が解除の通知を受けた時から1か月を経過した日に、その効力が生じる（保険法60①、89①）。ただし、介入権者（保険契約者以外の保険金受取人であって、保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者である者）が、保険契約者の同意を得て、当該期間が経過するまでの間に、解約返戻金に相当する金額を差押債権者に支払うとともに、保険者に対しその旨の通知をしたときは、解除の効力は生じない（保険法60②、89②、基本通達67⑥）。

(6) 事前作業

ア

イ

(7) 差押えの流れ

(8) 帰庁後作業

「3 預貯金口座の差押え」(P4-49)と同様となる。

(9) 差押え後の対応

原則として「3 預貯金口座の差押え」(P4-49)と同様となるが、介入権により、保険会社が生命保険契約等の解約の通知を受けた時から1か月を経過した日までの間に、介入権者が解約返戻金相当額を納付するとともに、保険者に対しその旨の通知をしたときは、解約の効力は生じないため、差押解除を行うこと。

6 各種債権を差し押える場合の注意事項

その他債権については、差押えの手順は原則として「3 預貯金口座の差押え」(P4-49)と同様となるが、差押えにあたっての注意事項は以下のとおり。

(1) 国又は地方公共団体に対する債権を差し押える場合

国又は地方公共団体に対する債権を差し押える場合には、直接その支払の権限を有する支出官、資金前渡官吏等を第三債務者として差し押える。

この場合、支払の権限を有する者が判明しないときは、行政機関の長を第三債務者として差し押えても差し支えない。

なお、供託金について差押えをする場合は、第三債務者を国とし、その代表者を供託官とし、供託官あて債権差押通知書を送達する(基本通達62⑱)。

(2) 家賃を差し押える場合

管理費・共益費といった名目で契約書上、家賃とは別に定められている場合、それらが清掃費や給水管のメンテナンス費用等に使用されており、それらを取り

立てることによって、賃貸人による物件の維持管理ができなくなると認められるときは、それらの管理費・共益費については、差し押えない取扱いとして差し支えない。

差押え後、当事者間で家賃を増額する旨の合意がなされた場合は、増額相当部分に対して家賃の差押えの効力は及んでいないことから、増額相当部分について、改めて差押えを行う。

(3) 郵便貯金を差し押える場合

郵便貯金を差し押える場合は、次により差し押える（基本通達62⑱）。

ア 第三債務者及び債権差押通知書の送達先

(ア) 通常貯金又は預入年月日が平成19年10月1日以降の定額貯金・定期貯金
株式会社ゆうちょ銀行を第三債務者として、当該郵便貯金の貯金原簿を所管する貯金事務センター又は株式会社ゆうちょ銀行那覇支店（以下、「貯金事務センター等」という。）に債権差押通知書を送達する。

(イ) 預入年月日が平成19年9月30日以前の定額貯金・定期貯金

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構を第三債務者として、当該郵便貯金の貯金原簿を所管する貯金事務センター等に債権差押通知書を送達する。

イ 払戻し

郵便貯金の払戻しを受けるにあたっては、債権差押通知書を送達した貯金事務センター等に払戻しの請求を行うこと。貯金事務センター等においては、払戻しの請求に基づき、差押金額についての払戻証書を作成し送付することとなっているから、その払戻証書により郵便局において払戻しを受けること。

なお、払戻しの請求にあたっては、原則として貯金通帳又は貯金証書（以下、「通帳等」という。）を呈示することとなっているから、国税徴収法第65条（債権証書の取上げ）の規定により、債権に関する証書としてこれらの通帳等を取り上げるものとする。ただし、通帳等を取り上げることが困難と認められる場合には、通帳等の呈示をせずに払戻しの請求をすることが可能である。

(4) 社会保険診療費報酬債権を差し押える場合

社会保険制度においては、被保険者（従業員、住民等）は、保険者（国、地方公共団体等）に保険料を納付し、一方、診療担当者（医師等）は被保険者に対して診療を行い、その診療報酬は、社会保険診療報酬基金等から支払いを受ける仕組みとなっている。

そのため、社会保険診療費報酬債権を差し押える場合は、保険者が診療報酬の支払に関する事務を委託している社会保険診療報酬支払基金又は都道府県の国民

健康保険団体連合会を第三債務者として債権差押通知書の送達により差し押えることが可能である。

(5) 敷金（入居保証金）を差し押える場合

敷金とは物の賃貸借において、資料その他賃貸借契約上の債務を担保とする目的であらかじめ貸借人から、賃貸人に交付される金銭であり、その名称のいかんを問わない（基本通達 62⑩）

契約書等により賃貸借契約の内容を確認した上で差し押える。

不動産明渡時に未納の家賃等があれば、相殺される可能性がある。

ア 敷金返還請求権の発生時期

敷金は、賃貸借終了後、目的物の明渡義務履行までに生ずる、損害金その他賃貸借関係により、賃貸人が賃借人に対して取得する一切の債権を担保するものであるから、その返還請求権は、目的物明渡完了時において、それまでに生じた被担保債権を控除し、なお残額がある場合にその残額につき発生する（最判昭 48. 2. 2 参照）。

イ 賃貸物の所有権移転と敷金の承継

賃貸借存続中に目的不動産の所有権が移転し、新所有者が賃貸人の地位を取得した場合には、旧賃借人に差し入れられていた敷金は、同人のもとに未払賃料があればこれに当然充当され、残額があればそれについての権利義務関係は新賃貸人に継承される（最判昭 44. 7. 17 参照）。

ウ 賃借権の移転と敷金の承継

賃借権が旧賃借人から新賃借人に移転した場合においては、旧賃借人が新賃借人に敷金返還請求権を譲渡するなど特段の事情のない限り、敷金に関する権利義務関係は新賃借人に承継されない（昭和 53. 12. 22 最高判参照）。

7 その他債権を差し押える場合の注意事項

(1) 連帯債務者のある債権の差押え

滞納者に対する2人以上の債務者のある債権で、それらの債務者が連帯債務を負っているものを差し押えるときは、すべての債務者を第三債務者として差し押えること。

なお、第三債務者が任意に履行しないときは、いずれの債務者に対しても民事執行法の規定による強制執行を行うことができる（基本通達62③）。

(注) 連帯債務とは、同一内容の可分給付について、複数の債務者の各自が独立して全額の履行をなすべき債務を負担し、そのうちの1人の履行があり、

あるいは1人に履行以外の一定の債権消滅原因が発生するとその限度で債務者の全員が免責されるという態様の債務をいう（民法432～445）。

（2）保証人のある債権の差押え

滞納者に対する保証人のある債権を差し押えるときは、主たる債権の差押えと同時に保証人を第三債務者として、その保証人に対する債権を別個に差し押える。この場合、その保証人が連帯保証であるとき又は保証人が2人以上であり、かつ、保証人相互間では連帯債務であるときの保証人に対する履行の請求については、第三債務者が任意に履行しないときはいずれの債務者に対しても、民事執行法の規定により強制執行を行うことができる。

（注） 保証人は、主たる債務者がその債務を履行しない場合において、その履行をなす責任を負う者である（民法446）。

（3）滞納処分による差押えがされている債権の差押え

すでに他の債権者により滞納処分による差押えがされている債権（金銭の支払を目的とするものに限る）の差押えについては、参加差押えではなく、重ねて差押え（二重差押え）をすることとなる。

具体的には、次に掲げるところにより行う（基本通達62⑦）。

ア 二重差押え

既に他の債権者が行っている差押え（先順位の差押え）が債権の全部又は一部についてされているかどうかを問わず、原則として、二重差押えを行う。

二重差押えを行った場合においては、「交付要求」の効力は生じないので、交付要求を併せて行う必要がある。

イ 取立ての制限

後順位の差押えは、すでにされている差押え（先順位の差押え）がある間は取立て（換価を含む）をすることができない。

なお、第三債務者が先順位の差押えに係る行政機関等に対して、全額履行したときは、二重差押えは効力を失う。

ウ 行政機関等に対する通知

二重差押えを行う場合には、国税徴収法の規定による債権の差押えの手続によるほか、二重差押えを行った旨を先順位の差押え（その差押えが2つ以上であるときは、原則として全部）に係る行政機関等に対して交付要求書に付記することによって通知する。

付記内容：「本件債権については、平成〇〇年〇月〇日付けで、国税徴収法第62条の規定による差押えを併せて行っています」

エ 交付要求

二重差押えを行う場合には、併せて先順位の差押えに係る行政機関等に対して交付要求をするものとする。

オ 二重差押えの解除

先順位の差押えがある間に二重差押えを解除したときは、その旨を先順位の差押えに係る行政機関等に対して通知する。なお、二重差押えの解除通知は交付要求解除通知書に付記して行う。

(4) 強制執行等による差押えがされている債権の差押え

強制執行又は担保権の実行若しくは、行使による差押えがされている債権に対する滞納処分による差押えについては「滞調法」に定めるところによる。

(注) 滞調法に定めるところの概念は次のとおりである。

- 1 強制執行等による差押えがされている債権に対して滞納処分による差押えをした場合に、その強制執行等を知ったときは、滞納処分による差押えをした旨を執行裁判所に通知する（滞調法36の3②、36の13）。
- 2 徴収職員及び私債権者は、その差し押えた金銭債権を取り立てることができない（滞調法36の6④、36の13）。
- 3 第三債務者は差し押えられた金銭債権の全額に相当する金銭を供託しなければならない（滞調法36の6①、36の13）。
- 4 執行裁判所が行う配当期日等までに1の滞納処分による差押えをした旨の通知又は3により供託した第三債務者からの供託に伴う事情届けがされた差押えに係る保険料等は、滞納処分による差押えのときに交付要求があったものとみなされる（滞調法36の10①、36の13）。
- 5 執行裁判所は3により供託された金銭を徴収職員及び差押私債権者に配当する（滞調法36の9、36の10、36の13）。
- 6 強制執行等の手続が進行しないときは、一定の手続を経て滞納処分の手続を進めることができる（滞調法36の11、36の13）。

(5) 対抗要件を欠いて譲渡された債権の差押え

指名債権の譲渡は、確定日付のある証書（民法施行法5）により譲渡人がこれを債務者に通知し、又は債務者がこれを承諾しなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないので、この要件を欠いている場合は、譲渡人の債権として差し押えることができる（基本通達62⑩、民法467）。

(注) 指名債権とは債務者の特定している普通の債権のことである。

(6) 代理受領の目的となっている債権の差押え

代理受領の目的となっている債権であっても、その契約は差押債権者に対抗できないから、差し押えることができる（基本通達62⑫）。

（注） 代理受領とは、債権者（融資者）がその債権を確保するために滞納者（債務者）が第三債務者に対して有する債権について、債務者から取立ての委任を受け、受領した金員を直接自らの債権の弁済に充当する方法による債権担保手段である。

（7）譲渡禁止の特約のある債権の差押え

指名債権について、当事者間の特約によりその譲渡が禁止されている場合にも、この債権を差し押えることができる（基本通達62⑬）。

（注） 譲渡禁止の特約が有る指名債権について、譲渡人がその特約を知っているときは、その譲渡は無効であるから（民法466②）、譲渡人の債権として差し押えることができる。

ただし、その譲渡について第三債務者が承諾を与えているときは、譲渡人の債権を差し押えることはできない。

（8）手形又は小切手の振り出されている債権の差押え

滞納者が第三債務者（取引先企業等）に対して有するの債権について、手形又は小切手が振り出されている場合、その手形の振り出しが「支払いに代えて」されたものか、「支払いのために」されたものかによって差押えが可能かどうか異なってくる。

ア 第三債務者が債務の弁済に代えて手形又は小切手を振り出している場合

第三債務者が債務の弁済に代えて手形又は小切手を振り出している場合は、代物弁済により、その債権が消滅するから当該債権については差し押えることができない。したがって、この場合には国税徴収法第56条第1項（動産等の差押え）の規定により差し押える。

イ 第三債務者が債務の弁済のために手形又は小切手を振り出している場合

第三債務者が債務の弁済のために、手形又は小切手を振り出している場合には本来の債務と手形債務とが併存しているから、その手形又は小切手とは別個にその債権を差し押えることができる。

ただし、手形又は小切手が時効その他の理由により効力を失うまでは、第三債務者は手形又は小切手が返却されなければ本来の債務の履行を拒むことができる。

なお、手形又は小切手の振り出しについて特に代物弁済の意思表示がないときはその手形又は小切手は、弁済のために振り出されたものと推定される。

(9) 不渡異議申立預託金の差押え

手形又は小切手の振出人等が、その不渡りによる取引停止処分を回避するために支払銀行に預託する不渡異議申立預託金については、支払銀行に対して有する不渡異議申立預託金返還請求権を差し押える。

この不渡異議申立預託金返還請求権の弁済期は、支払銀行が手形交換所から不渡異議申立提供金の返還を受けたときである（基本通達62㉔）。

(注) 1 不渡異議申立預託金とは、不渡手形の支払義務者が不渡報告への掲載と取引停止処分を免れるために、支払銀行に手形交換所への異議申立てとそのための金員の提供とを依頼し、その委託事務に要する前払費用として、銀行が手形交換所に提出する不渡異議申立提供金に相当する金員を支払銀行に預託するものをいう。

2 不渡異議申立提供金とは、支払銀行が手形又は小切手の支払を拒絶した振出人等に支払の資力があり、不渡りがその信用に関しないものであることを明らかにすることにより、取引停止処分を回避するために手形交換所に提供する手形又は小切手の金額相当額の金員をいう。

(10) 公示催告中の手形等に係る債権の差押え

公示催告中の手形又は小切手に係る債権については、その手形金等の支払請求権を差し押えることができる（基本通達62㉕）。

(注) 手形金等の支払請求権とは、将来の除権判決の取得を停止条件として権利行使ができる一種の条件付債権である。

(11) 換地の所有権移転があった場合の精算金交付請求権の差押え

土地区画の整理事業により換地の所有権が移転した場合における当該換地に係る精算金交付請求権は、当該換地の譲渡人に帰属するものとして差し押えることができる（基本通達62㉖）。

(注) 換地に係る精算金交付請求権は、売買当事者間で特段の合意がなされない限り当該換地の譲受人には移転しないから譲渡人に帰属する。

(12) 担保権付債権の差押え

ア 抵当権により担保される差押え

抵当権又は登記することができる質権、若しくは先取特権によって担保される債権を差し押えたときは、担保権付債権差押登記嘱託書（様式14号）に差押調書の謄本を添付して関係機関に交付するとともに、抵当権等の設定されている財産の権利者に担保権付債権差押通知書（様式15号）を交付する。ただし、その財産の権利者が第三債務者であるときは、債権差押通知書が交付されるから、担保権付債権差押通知書の謄本の交付は不要である（国税徴収法64）。

- (注) 1 債権差押えの登記は、債権差押えの効力要件ではないが、その登記をすることにより、その抵当権、質権又は先取特権に差押えの効力が及んでいることについて、対抗要件を具備する（基本通達64①）。
- 2 登記の嘱託とは、官公署が法令の規定に従って関係機関に対して登記の依頼を行うことをいう。
嘱託による登記の手続には、原則として申請による登記に関する規定が準用される（基本通達64①）。
- 3 自動車を目的とする抵当権付債権を差し押え、その債権差押えの登記をするときは、抵当権登録嘱託書（様式18号）を作成し、登録の原因及びその日付を証する書類として、差押調書の謄本を添付して所轄運輸支局等に交付する。

イ 動産質等のある場合の差押え

動産について、質権又は留置権のある債権を差し押えた場合には、その質権又は留置権に差押えの効力が及ぶから、その質権又は留置権の目的となっている財産の権利者（第三債務者を除く）に対して、債権差押えをした旨を通知するとともに、当該動産を徴収職員が占有する（基本通達64⑥）。

(注) 動産の権利者が第三債務者であるときは、債権差押通知書を送達するため、これにより差押えが明らかとなるから二重に通知する必要はない。

ウ 債権質のある場合の差押え

債権質のある債権を差し押えたときは、債権質の目的となっている債権の債務者に主たる債権を差し押えた旨を通知する。この場合において、主たる債権の債権者（滞納者）の占有する債権に関する証書があるときは、国税徴収法65条（債権証書の取上）の規定により、その証書を取り上げることができる（基本通達64⑦）。

なお、債権質の目的となっている債務者が第三債務者であるときは、債権差押通知書を交付するため、この通知を要しない（基本通達64⑦）。

エ 有価証券質のある場合の差押え

有価証券を目的とする質権のある債権を差し押えたときは、その質権の設定者に債権を差し押えた旨を通知するとともに、滞納者が占有するその質権の目的であるその有価証券を、国税徴収法第65条（債権証書の取上げ）の規定により徴収職員が取り上げる。

ただし、質権の設定者が第三債務者であるときは、債権差押通知書が送達されるから通知が不要である。

なお、有価証券が記名社債又は記名株式であるときは、その有価証券を発行した者にも、債権差押えをした旨を通知する（基本通達64⑧）。

オ その他権利質のある場合の差押え

ウ及びエ以外の権利質のある債権を差し押えた場合には、その権利質の目的となっている財産権の性質に従って主たる債権の差押えの登記の嘱託、第三債務者に準ずる者への通知など、ウ及びエに準じて必要な手続をとる（基本通達64⑨）。

(13) 電子記録債権の差押え

電子記録債権とは、電子債権記録機関が作成する記録原簿に電子記録をしなければ発生又は譲渡の効力が生じない金銭債権をいう（電子記録債権法2①、3）。電子記録債権は、電子記録債権を発生させる原因となった法律関係に基づく債権とは別個の金銭債権である（基本通達62⑮-2）。

電子債権記録機関とは、電子記録債権法第51条第1項（電子債権記録業を営む者の指定）により主務大臣の指定を受けた株式会社をいう（電子記録債権法2②）。

ア 差押えの手続

電子記録債権の差押えは、第三債務者及び電子債権記録機関に債権差押通知書を送達して行う。

なお、債権差押通知書の送達を受けた電子債権記録機関は、遅滞なく、その差押えの電子記録をしなければならない（電子記録債権法49①）から、電子債権記録機関に対して差押えの記録を嘱託する必要はない。

イ 債権差押通知書

債権差押通知書は、令第27条第2項各号（債権差押通知書の記載事項）に掲げる事項を記載した規則第3条（書式）に規定する別紙第4号及び第4号の2の書式による。

なお、第三債務者に対しては滞納者に対する債務の履行を禁ずる旨及び徴収職員に対しその履行をすべき旨を、電子債権記録機関に対しては電子記録債権につき電子記録を禁ずる旨を記載しなければならない（法第62条の2第2項、令第27条第2項第3号、第4号）。

ウ 差押調書

電子記録債権を差し押えたときは、法第54条（差押調書）の規定により、差押調書を作成し、その謄本を滞納者に交付する。この謄本には、電子記録債権の取立てその他の処分を禁ずる旨のほか、電子記録債権の電子記録の請求を

禁ずる旨を付記しなければならない（法第62条の2第2項、令第21条第3項第2号）。

エ 効力発生の時期

電子記録債権の差押えは、債権差押通知書が電子債権記録機関に送達された時にその効力が生ずるが、第三債務者との関係においては、債権差押通知書が第三債務者に送達された時にその効力が生ずる（法第62条の2第3項）。この場合において、滞納者に対する差押調書の謄本の交付は、差押えの効力発生要件ではないが、法第54条《差押調書》の規定により、滞納者に交付しなければならない。

（注） 振替社債等の差押えは、債権差押通知書が振替機関等に送達された時にその効力が生ずることとされ（法第73条の2第3項）、電子記録債権のように第三債務者に対する差押えの効力発生時期は別に設けられていない。

オ 差押えの効力

電子記録債権の差押えにより、滞納者はその電子記録債権の取立てその他の処分又は電子記録の請求が禁止され、第三債務者はその電子記録債権の履行が禁止され、電子債権記録機関はその電子記録債権に係る電子記録が禁止される（法第62条の2第2項、令第21条第3項第2号、第27条第2項第3号、第4号）。

8 差押えの効力

（1）効力の発生

債権の差押えは、債権差押通知書が第三債務者に送達されたときにその効力が生ずる（国税徴収法62③）。

なお、滞納者に対する差押調書、謄本の交付は差押えの効力発生要件ではないが、国税徴収法第54条（差押調書）の規定により、滞納者に交付しなければならない（基本通達62②⑨）。

（2）履行の禁止と債権の譲渡

第三債務者が債権の差押えを受けたときは、その範囲において滞納者に対して履行が禁止されるから、その後第三債務者が滞納者に対して弁済しても、差押権者（国）に対して対抗することはできないため、重ねて差押権者に債務の履行をしなければならない（民法481、基本通達62⑩）。

また、滞納者が被差押債権の譲渡、免除、期限の猶予等をして、第三債務者はこれらの行為にかかわらず、差押権者（国）に弁済しなければならない（国税徴収法62②）。

(3) 利息に対する差押え

元本債権を差し押えたときは差押えの効力はその差押え後に生ずる利息債権にも及ぶが、差押え時までに発生した利息債権は別に差し押えない限り、差押えの効力は及ばない。したがって利息支払期間前に差押えをした場合における利息債権に対する債権の効力は、差押え後に発生する部分についてだけ効力が及ぶ（国税徴収法52②、民法89②）。

(4) 相殺の禁止

第三債務者が有する反対債権と被差押債権との相殺については、次のことに留意して行う（基本通達62⑩）。

ア 被差押債権および反対債権の弁済期が差押時以前に到来している場合

被差押債権および反対債権の弁済期が差押時以前に到来している場合又は被差押債権の弁済期以前に反対債権の弁済期が到来する場合には、差押え後においても第三債務者は相殺をもって、差押債権者に対抗することができる。

イ 差押え前に取得した反対債権の弁済期が被差押債権の弁済期より後に到来する場合

差押え前に取得した反対債権の弁済期が被差押債権の弁済期より後に到来する場合には、第三債務者が履行しないことについて正当な理由があるときに限り第三債務者は相殺をもって差押債権者に対抗することができる。

(注) 1 相殺とは、債務者が債権者に対して自己もまた同種の目的をもつ債権を有する場合に、その債権と債務対当額において消滅させることを目的とする一方的意思表示である（民法505、506①）。

2 銀行取引約定書等にみられる相殺予約（銀行は、借主について差押、破産等があったときは、債務の全額について弁済期が到来したのものとして借主に銀行に対する預金と相殺できる等の約定）は有効であり、これをもって、第三債務者は相殺できる。

3 不法行為による債権の相殺（民法509）、相殺禁止（商法200②）、資本増加に関する準用規定（有限会社法57）等の法令の規定により、相殺が禁止される場合がある。

(5) 差押債権の取立て

徴収職員は、差し押えた債権を取り立てることができる。取立ては、滞納者の代理人又は承継人として滞納者の名で取り立てるものでなく、徴収職員が自己の名で取り立てるものである。また、被差押え債権の取り立てにあたっては、差押えに係る保険料等の額にかかわらず、差し押えた債権の全額を取り立てる（国税

徴収法67)。したがって、徴収職員は、支払命令の申立、給付の訴えの提起、配当要求、破産手続又は会社更生手続への参加、担保権の実行、保証人に対する請求等の行為をすることができる。

(注) 取立ての目的を超える行為(例えば、被差押債権の免除、譲渡、弁済期限の変更等)はできない。

ア 債権取立の効果

差押債権の取立てにより、徴収職員が金銭を取り立てたときは、その限度で滞納者から差押えに係る保険料等を徴収したものとみなされる(国税徴収法67③)。

(注) 1 取立てとは徴収職員が被差押債権の本来の性質、内容に従って金銭又は換価に適する財産の給付を受けることをいう。

2 徴収したものとみなすとは、金銭を取り立てたときにその限度において滞納者が納付する保険料等の納付義務を消滅させることをいう。なお、納付に使用することができる有価証券を取り立てた場合に、その支払がなかったときは、納付義務は消滅しない。

イ 差し押えた債権の弁済委託

債権を差し押えた場合に、第三債務者が金銭により弁済することが困難なときは、納付委託に準じて、小切手、約束手形又は為替手形により弁済委託することができる。

この場合は、次により処理する(国税徴収法67④)

(ア) 証券の支払期日が差し押えた債権の弁済期日後になるときは、滞納者が弁済を猶予したことを承認したことを証する書面を提出させる(国税徴収法施行令29)。

(イ) 第三債務者に弁済受託証書を交付する。

(ウ) 弁済委託を受けた小切手、約束手形又は為替手形はその取立てを再委託銀行に委託することができる。

(エ) 再委託銀行から取り立てた現金を受け入れたときは、第三債務者に対し、歳入歳出外現金領収証書を交付するとともに受け入れた現金は、保険料等に配当する。

ウ 第三債務者が任意に履行しない場合

第三債務者が、任意に履行しないときは、遅滞なくその履行を請求し、請求に応じないときは、支払命令の申立て、給付の訴えの提起、配当要求、破産手続への参加、担保権の実行、保証人に対する請求等債権取立てに必要な方法を講ずる(基本通達67③、④)。

- (注) 1 第三債務者が任意に履行しないときでも、その第三債務者の財産に対して、滞納処分をすることはできない。
- 2 被差押債権の取立てについて、給付の訴えの提起、支払命令の申立て、仮差押え又は仮処分の申請等をする必要がある場合には法務局に依頼して行う（基本通達67④）。
- 3 第三債務者が金銭給付を任意に履行したときは、歳入歳出外現金出納官吏が領収し、歳入歳出外現金領収証書を交付するとともに、取り立てた金銭は滞納している保険料等に充当する。
- 金銭以外の財産の給付を受けたときは、財産の種類に応じて差し押える（基本通達67⑦）。

第2 動産又は有価証券の差押え

1 動産の意義及び範囲

(1) 動産の意義

動産とは、不動産以外をすべて動産とする民法上の動産から国税徴収法第70条（登記をされる船舶。登録を受けた飛行機又は回転翼航空機）、第71条（登録を受けた自動車、登記を受けた建設機械）の規定の適用を受ける財産及び無記名債権（国税徴収法上は有価証券）を除いたものをいう（国税徴収法24⑤）。

（注） 無記名債権とは、商品券等の証券面のうゑに債券者の名を記載せず、その正当な所持人に弁済すべき証券的債券をいう。具体的には、商品券、乗車券、無記名公債のように債券が証券に化体し、その成立、存続、行使等に原則として、その証券を必要とするものをいう（基本通達56⑩）。

(2) 動産の範囲

ア 土地に付着したもの

土地に付着しているものであっても定着物でないもの。

即ち、土地の定着物は不動産であるが、仮植中の草木、小規模の工事で土地に固定されたもの（例えば、使用中の動揺を防ぐために、ボルト、くぎ、スパイク等で固定しただけの機械類等、単に土地に付着しているだけのものは定着物とはいえないから、この場合は動産として扱う。）（基本通達56①）

イ 未完成の建物

建物は不動産であっても、使用目的に応じて使用可能な程度に完成していないもの（基本通達56②）。

（注） 木材を組み立てて、地上に定着させ、屋根をふきあげただけのもの等は、動産である。

ウ 未分離の果実等

土地の定着物である樹木と一体となすものであって、本来動産ではないが、動産として取引されるもの（おおむね1ヶ月以内に収穫することが確実であるもの（民事執行法122①参照）は、独立した財産としてである。）（基本通達56③）。

エ 登記されない船舶

国税徴収法第70条の規定の適用を受けない次に掲げる船舶（基本通達56④）。

(ア) 「端船」その他「ろ」若しくは「かい」だけで運転し、又は主として「ろ」若しくは「かい」だけで運転する船（商法684②、船舶法20）。

(イ) 日本船舶のうち総トン数20トン未満の船舶であって、次に掲げる船舶（商法686②、船舶法20）。

- ① 漁船（小型船舶登録法第2条第1号）
- ② 係留船（小型船舶登録法第2条第2号）
- ③ 推進機関を有する長さ3メートル未満の船舶であって、当該推進機関の連続最大出力が20馬力未満のもの（小型船舶登録規則第2条第1号）
- ④ 長さ12メートル未満の帆船（小型船舶登録規則第2条第2号）
- ⑤ 推進機関及び帆装を有しない船舶（小型船舶登録規則2）。
- ⑥ 告示で定める水域のみを航行する船舶（小型船舶登録規則第2条第5号）

(ウ) 外国船舶であって、登録された小型船舶以外のもの（船舶法第1条、小型船舶登録法第2条）。

(注) 外国船舶は、船舶法第1条（日本船舶の要件）に規定する日本船舶以外の船舶をいう。

(エ) 製造中の船舶（抵当権の登記がされている船舶を含む。）

(オ) 未登録の小型船舶

オ 登録のない航空機等

国税徴収法第70条の規定の適用を受けない次に掲げる航空機（基本通達56⑤）。

(ア) 滑空機及び飛行船（登録のあるものを含む。）

(イ) 未登録の飛行機及び回転翼航空機。

カ 登録のない自動車

国税徴収法第71条（登録を受けた自動車等）の適用を受けない次に掲げる自動車（基本通達56⑥）。

(ア) 軽自動車。小型特殊自動車および二輪の小型自動車（例：オートバイ、スクーター、サイドカー等）。

(イ) 未登録の自動車（例：商品として陳列されている自動車登録を抹消されている自動車等）・建設機械として登録がない大型特殊自動車。

(ウ) 建設機械としての登記がない大型特殊自動車（道路運送車両法5②、自動車抵当法2ただし書参照）

キ 登記のない建設機械

記号の打刻の有無にかかわらず、所有権保存登記のない建設機械（基本通達56⑦）。

(注) 建設機械を動産として差し押えている場合には、その後所有権の保存の登記がされても、差押債権者に対しては、効力を生じないから動産として滞納処分を続行することができる。

ク 従物である動産

継続的に主物の利用を助けるために付属されたもの（例えば、建物に備え付けられた畳建物、冷暖房器、空調器等）。

従物は、独立した動産として差し押えることができる。

ただし、他に滞納額に見合う適当な財産がない場合であって主物の利用関係を著しく害しない場合に限って差し押えること（基本通達56⑨）。

(注) 1 主物が担保権の目的となっている場合、その従物は担保権者の同意がない限り独立の動産として差し押えない。

船舶の属具、目録に記載された動産は、従物と推定されるから（商法685）、原則として上記に準じて差し押える。

2 雨戸、建具、入口の戸扉、その他建物の内外を遮断する建具類はこれらが建物に備え付けられた後は建物の一部を構成し、従物でないから取り外しの難易にかかわらず、独立した動産として差し押えることができない。

3 畳、建具等の従物の差押禁止については、法第75条第1項第1号、第13号及び第2項《一般の差押禁止財産》の規定がある。

ケ 工場抵当との関係

工場財団を組成しない工場抵当（工場抵当法2）の目的になっている土地又は建物に備えられている機械器具を他工場の用に供されている動産。

土地又は建物に対する差押えの効力が及ぶ反面、土地又は建物とともに差押えをするのでなければ、差し押えることができない（工場抵当法7）が、次に該当するときは、独立の動産として差し押えることができる。

(ア) 抵当権の設定契約により、備付物に抵当権の効力が及ばない旨を定めている場合

(イ) 滞納者が抵当権者の同意を得て分離した備付物

(ウ) 滞納者が抵当権者以外の一般債権者を害することを知り、抵当権者も、その事実を知って備え付けた備付物

(エ) 滞納者の所有する動産が工場抵当の目的となっている他人の工場の備付物

コ 財団に属する動産

工場財団、鉱業財団、漁業財団、道路交通事業財団、港湾運送事業財団、鉄道財団、軌道財団、運河財団又は観光施設財団に属する動産。

これらの財団が1個の財団とみなされているから個々の動産として差し押えることができない。ただし、抵当権者の同意を得て分離した動産についてはこの限りではない（工場抵当法14、15、鉱業抵当法3、漁業財団抵当法6、道路交通事業抵当法19、港湾運送事業法26、鉄道抵当法20、軌道ノ抵当ニ関スル法律1、運河法13、観光施設財団抵当法11、基本通達56⑪）。

サ 貨物引換証券等の発行されている物品

貨物引換証、倉庫証券又は船荷証券が発行されている物品。

動産として差し押えることはできず、これらの証券を有価証券として差し押える（商法573、604、776、基本通達56⑫）。

シ 金券（郵便切手、収入印紙等）

郵便切手又は収入印紙のように、証券自体が特定の金銭的価値を有し、金銭の代用となる金券。

金券は有価証券ではないため動産として差し押える（基本通達56⑬）。

ス 金銭

財貨の交換の媒介物として国家がその価格を一定した物のうち、日本円を単位とする通貨（本邦通貨）及び保険料等の納付に使用することができる有価証券（外国為替及び外国貿易法6①-3、証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律1、2参照）。

金銭の差押えは滞納者が納付に応じない場合に限る。

(注) 1 金銭は、換価の手続を必要としないから、直ちに歳入歳出外現金として受入れ滞納保険料等に充てる。

なお、金銭を差し押えたときはその限度において、差押え時に滞納者から差押えに係る保険料等を徴収したものとみなされる（基本通達56⑭）。

2 外国通貨（本邦通貨以外の通貨、外国為替及び外国貿易管理法6①-4）も本邦通貨に準ずる。外国通貨を差し押えた場合は、差し押えた外国通貨を外国為替公認銀行又は両替商において本邦通貨と交換した上、滞納保険料等に充当する（基本通達56⑮）。

2 有価証券の意義及び範囲

(1) 有価証券の意義

有価証券とは、財産権を表象する証券で、その権利の行使又は移転が証券をもってなされるものをいう（民法上動産とみなされている無記名債券も含まれる）。

(2) 有価証券の範囲

ア 小切手、約束手形及び為替手形

イ 国債証券

(注) 国債証券とは、国債に対する権利を表示するために、発行される証券である。原則として、無記名証券を発行するが、権利者の請求によって国債の登録をするものがあり、この場合には証券は発行されない。

ウ 地方債証券

エ 社債券

(注) 社債券とは、社債権者の権利を表象する有価証券であって、記名式と無記名式がある。社債券には、特別の法律により設立された法人の発行により発行する債券（例えば、放送債券、商工債券、農林債券、旧電信電話債券、旧鉄道債券等）及び会社が特別の法律により発行する債券（例えば、みずほ銀行債券、あおぞら銀行債券等）も含まれ、これに準ずる外国の社債券についても同様である（基本通達56⑭）。

オ 出資証券

(注) 出資証券とは、日本銀行（日本銀行法9）、及び独立行政法人日本原子力日本原子力研究開発機構（独立行政法人日本原子力研究開発機構法7）、協同組織金融機関の優先出資証券（協同組織金融機関の優先出資に関する法律29②2）、特定目的会社の優先出資証券（資産の流動化に関する法律48）の出資証券をいう。持分会社の出資に関する証券は、有価証券ではなく証拠証券である（基本通達56⑭）。

カ 投資信託又は貸付信託の無記名受益証券

(注) 投資信託又は貸付信託の無記名受益証券とは、証券投資信託又は貸付信託の無記名受益証券をいう。信託の記入式受益証券は、有価証券ではなく、証拠証券である（投資信託及び投資法人に関する法律6②、50③、貸付信託法8①、基本通達56⑭、73①）。

キ 抵当証券

(注) 抵当証券とは、抵当権付の債権とその抵当権を共に証券化してその流通をはかるために作成される有価証券である（抵当証券法14、15）。

ク 倉庫証券

(注) 倉庫証券とは、倉庫業者に対する寄託物返還請求権を表象する有価証券である。なお、倉庫証券には、預証券、質入証券及び倉荷証券の3種がある（基本通達56⑭）。

ケ 無記名債権

(注) 無記名債権とは、証券面に債権者の名を記載せず、その正当な所持人に弁済すべき証券的債権をいう。

具体的には、商品券、乗車券、無記名公債のように、債権が証券に化体し、その成立、存続、行使等に原則として証券を必要とするものをいう。

コ 貨物引換証

(注) 貨物引換証とは、陸上物品運送契約において、運送人が運送品を受け取ったことを承認し、かつこれを権利者に返還すべきことを約束する有価証券である（商法571）。

サ 船荷証券

(注) 船荷証券とは、海上運送契約による運送品の引渡請求権を表象する有価証券である。

(3) 有価証券と認められない証券

有価証券は、財産権を表象する証券であって、その権利の行使又は移転が証券をもってされるものをいい、民法上動産とみなされている無記名債権も含まれるが、次に掲げる証券は有価証券ではない（基本通達56⑬）。

ア 証拠証券、免責証券借用証書若しくは受取証券のような証拠証券又は銀行預金証書のような免責証券。

(注) この場合は債権の差押えを行い、証拠証券又は免責証券は債権証書として取り上げる。

イ 金券

郵便切手又は収入印紙のように、証券自体が特定の金銭的価値を有し、金銭の代用となる金券。

(注) この場合は動産の差押手続に従って差し押える。

3 差押えの手続

動産又は有価証券の差押えは、徴収職員がこれらの財産を占有（所持）した時にその効力を生ずる。したがって、占有を欠くとき、例えば、差押調書の作成又は差押調書の謄本の交付だけをしたとき等の場合には、差押えの効力は生じない。

なお、国税徴収法第60条第1項（差し押えた動産等の保管）の規定により滞納者又は第三者に差押財産を保管させたときは、封印、公示書、その他差押えを明白にする方法により差し押えた旨を表示した時に、差押えの効力が生じる（国税徴収法60②）。

(1) 占有

動産又は有価証券の差押えは、徴収職員がこれらの財産を占有した時にその効力を生ずるため、動産又は有価証券の差押えは、徴収職員がその財産を占有することによって行う（国税徴収法56①、基本通達56②①）。

(注) 1 占有とは、財産を差し押える意思をもって、事実上徴収職員の支配下において滞納者による処分の可能性を排除する手段を講ずることをいう（物理的には封印等の措置をすること）。

2 占有を欠くとき、例えば、差押調書の作成又は差押調書の謄本を交付だけをしたとき等の場合には、差押えの効力は発生しない。

3 国税徴収法第60条第1項（差し押えた動産等の保管）の規定によって、滞納者等に保管させる場合は、その滞納者等に、その財産を保管すべきことを命じなければならない。この保管命令は、差押調書にその旨を付記する方法により行う（基本通達60⑧）。

(2) 差押調書の作成

徴収職員は、滞納者の動産又は有価証券を差し押えたときは、差押調書（様式3号）を作成する（国税徴収法54）。

具体的な作成手続については、第1節、第3、4「差押えの手続」（P4-8）を参照すること。

ア

(3) 差押調書の作成時期

差押調書の作成は、動産又は有価証券を占有した後に行う。

(4) 差押調書謄本の作成及び交付

徴収職員は滞納者の動産又は有価証券を差し押えたときは、差押調書謄本（様式3号）を差押調書と複写することにより、作成し次の者に交付する（国税徴収法54、146③）。

ア 滞納者

イ 財産の捜索を受けた第三者

ウ 財産捜索の立会人が滞納者及び財産の捜索を受けた第三者以外の者であるときは、その立会人

エ 財産の捜索は受けないが、財産を占有している第三者

(5) 第三者が占有する動産、有価証券の差押手続

滞納者の親族、その他の特殊関係者以外の第三者が滞納者の動産又は有価証券を占有している場合において、その第三者が徴収職員にその引渡しを拒んだときは、原則として差押えができない。

この場合は、次により引渡命令を発して差し押える（国税徴収法58）。

(注) 親族その他の特殊関係者とは、国税徴収法施行令第13条各号に掲げる者をいう。

ア 引渡命令発付の要件

引渡命令は次に掲げる要件を満たしたときに発することができる（基本通達58⑦）。

(ア) 滞納者の動産又は有価証券を占有する滞納者の親族、その他の特殊関係者以外の第三者が引渡しを拒むとき。

(イ) 滞納者が他に換価が容易であり、かつ、その滞納者に係わる保険料等の全額徴収することができる財産を有しないと認められるとき。

イ 引渡期限の指定及び期限の繰上げ

財産の引渡し期限の指定は、引渡しを命ずる書面を発する日から起算して7日を経過した日以後の休日でない日とする（基本通達58⑧）。ただし、引渡しを命ずる第三者につき強制換価手続が開始された場合で、かつ、引渡命令に係る期限後においてその財産の差押えとすることができないと認められるとき

は、この期限を繰り上げることができる（国税徴収法施行令24③、基本通達58⑨）。

ウ 引渡命令及び通知

引渡命令は、その命令に係る動産又は有価証券を差し押えるための前提要件であるため、財産の引渡命令書（様式9号）を、第三者に送付して行い（国税徴収法施行令24）、また、滞納者に対しても、財産の引渡命令をした旨の通知書（様式9号）を作成し、送付する（国税徴収法施行命令24、基本通達58⑩）。

エ 引渡命令に係る動産又は有価証券の差押え

徴収職員は、引渡命令に係る動産又は有価証券が引き渡されたとき、又は、指定期限まで引き渡しがないうときは、その動産又は有価証券を差し押える。

（注） 質権が設定されている動産及び有価証券を差し押えたときは、次の点に留意する。

- 1 質権者には差押調書謄本を交付するので、国税徴収法第55条による差押えの通知は不要である。
- 2 質物の引渡しを受けるときは、質札、通帳を引換えに質権者に交付する必要はない。

（6）引渡命令を受けた第三者の権利の保護

滞納者の親族、その他の特殊関係者以外の第三者が滞納者の動産を占有している場合、滞納者との契約による貸借権、使用貸借権、その他動産の使用又は収益をする権利に基づいてその動産を占有しているときは、第三者は次のいずれかを選択することができる（国税徴収法59）。

ア 契約の解除

契約の解除とは、契約の内容いかんにかかわらず、その契約を一方的に解除することができることをいう（民法第540条第1項、第543条、第620条参照）。

契約を解除して、それにより生じた債務不履行、不法行為その他契約に基づく損害賠償請求権につき、その動産の売却代金の残余から配当を受ける。この場合一定範囲の前払借賃について、保険料等に優先して配当を受けることができる。

なお、法律の規定（民法第548条参照）により、法第59条第1項の規定にかかわらず契約の解除ができない場合がある。

イ 使用収益の継続

契約を解除せずに、3ヶ月を限度として、その動産の使用収益を継続する。

(注) 配当の請求については、次のことに留意する。

- 1 差押え日後の期間分の前払借賃について1ヶ月未満のものがある場合には、日割により計算すること。
- 2 差押えの日後の期間分の前払借賃の金額が借費の金額が借賃の3月分相当額を超えるときは、その3月分の金額とする（基本通達59⑱）。

ウ 選択の通知

動産の引渡命令を受けた第三者は、その動産の差押えの時までに文書で契約の解除と使用収益とのいずれを選択するかを通知しなければならない。

通知がない場合は、使用収益の方を選択したものとみなされる（国税徴収法施行令25①）。

(7) 差押動産等の搬出制限

引渡し命令を受けた第三者が、引渡し命令に係る動産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき不服申立てをしたときは、その不服申立ての係属する間は、財産の搬出をすることはできない（国税徴収法172）。

(注) 搬出とは、滞納者の動産等を占有する第三者から、直接の占有を奪って財産を引き揚げることをいう。

(8) 封印等による差押えの表示

封印とは、差押財産であることを表示する令第26条《差押動産等の表示》に定める事項を記載した標識をいう。

封印その他の表示は、徴収職員が差押財産を占有していることを明らかにする方法であって、徴収職員の現実の占有に代わる支配力を有するものであるから、封印その他の表示がされているときは、その財産の譲受けはその差押えに対抗することができない。

ア 差押封印用紙、公示書

差し押えた物件を滞納者又は第三者に保管させる場合には、差押物件である旨を表示することにより、差押えの効力が生ずる。この表示は差押物件である旨を表示した差押封印用紙（様式10号）を差押物件の見やすい所に貼付する。なお、公示書（様式11号）には、差押年月日、徴収職員の所属する局、部、署名等を明白に表示する。

封印は、徴収職員自らが行う。差押物件に貼付する封印用紙を滞納者に渡し貼付を依頼したが滞納者が貼付せず、他の執行機関が当該物件を差し押えて引揚げたような場合、差押えを主張できない。

イ その他の方法

封印以外に差押物件である旨の表示方法としては、立札、縄張り、木札等により、その動産が差押え物件であることを明示する（基本通達60⑮）。

4 差押えの効力

動産又は有価証券の差押えは、徴収職員がその財産を占有して行い、差押えの効力は、徴収職員がその財産を占有したときに生じる。

動産又は有価証券を滞納者に保管させる場合には、その滞納者に、その財産を保管すべきことを命じなければならない。この保管命令は、差押調書にその旨を付記する方法により行う。

差し押えた動産又は有価証券の運搬が困難である場合において、これらを占有する第三者に保管させるときは、その第三者に、その財産を保管すべきことを命じなければならない（法第60条第1項）。この保管命令は、差押調書にその旨を付記する方法により行う。

したがって、差押調書の作成又は差押調書の謄本の交付は行ったが、徴収職員の占有を欠く場合には、差押えの効力は生じない。一方、差押えを行った動産等を滞納者又は第三者に保管させた場合には、封印、公示書、その他差押えを明白にする方法により差し押えた旨を表示した時に差押えの効力が生じる（国税徴収法56①②、60②、基本通達60⑯）。

（注） 差押えのため占有した後に、差押えの効力の持続のためには、封印等の標識の存続は必要ではなく、それが損壊され、封印等が自然に脱落することがあっても差押えの効力は消滅しない（基本通達60⑰）。ただし、徴収職員は、封印等の損壊、脱落又は消滅を発見したときは、速やかに修復するものとする。

5 差し押えた動産の保管等

（1）動産の保管

差し押えた動産は搬出し、労働局で保管する。

ただし、その動産の運搬が困難なとき、数量が著しく多く、多量であるとき等必要があると認められるときに、滞納者またはその動産を占有する第三者に保管させることができる。ただし、その第三者に保管させる場合には、その運搬が困難であるときを除き、その者の同意を受けなければならない（国税徴収法60①）。

ア 労働局で保管する場合

差し押えた動産を保管する場合、善良な管理者の注意をもって管理をしなければならない。

この場合において、必要があるときは、倉庫業者等に保管させることができる（国税徴収法60①）。

また、保管させる場合、帳簿を備え、保管に係る動産についてその出納を記入しなければならない（国税徴収法施行令 23②）。

（注） 善良な管理者の注意とは、差し押えた動産又は有価証券を保管する税務署長として、一般に要求される程度の相当の注意をいう。

イ 滞納者等に保管させる場合

差し押えた動産を滞納者又はその動産を占有する第三者に保管させることができるのは、おおむね次に掲げる場合である。

（ア） 差し押えた動産の運搬が困難である場合、その他滞納処分の執行上保管させることが適当であると認める場合。

（注） 運搬が困難である場合とはおおむね、次に掲げる場合をいう（基本通達60⑩）。

- 1 差し押えた動産の量、型、据付け状態により、その運搬が物理的に困難である場合。
- 2 国税徴収法第172条（差押動産等の搬出の制限）又は行政事件訴訟法第25条第2項（執行停止）の規定による停止命令等により搬出が法令上制限されている場合。

（イ） 動産を占有する第三者に使用又は収益させる場合

差し押えた動産を使用又は収益をする権利を有する第三者に保管させる場合に、徴収金の徴収上支障がないと認められるときは、その使用収益を許可することができる。

（注） 差し押えた動産を占有する第三者に保管させる場合は、その運搬が困難である場合を除いて、その第三者の同意が必要である。したがって、同意が得られない場合は、徴収職員がその差押財産の直接占有を継続しなければならない（国税徴収法61②）。

（2） 動産の保管命令

差し押えた動産を滞納者等に保管させる場合には、滞納者等にその動産を保管すべきことを命じなければならない。

保管命令は、差押調書及び差押調書の謄本の最下欄に所要事項を記入し、徴収職員が署名押印のうえ、その差押調書の謄本を滞納者等に交付して行う（基本通達60⑧⑨）。

- （注）
- 1 第三者の同意を得て保管させたときは、差押調書の欄外に保管命令に同意した旨を記入し、第三者の署名押印を受ける（基本通達60⑫）。
 - 2 滞納者等が不在の場合においても、差押調書の謄本を滞納者等の家族、従業員に交付することにより、保管命令をすることができる。

(3) 動産の封印、公示書等の表示

差し押えた動産を滞納者等に保管させる場合は、差押封印用紙、公示書、なわ張り、立札、木札等により、その動産が差押え物件であることを明示する（国税徴収法60⑮）。

(注) 封印、公示書等の差し押えた旨の表示は、第三者が容易に認識できるようにするとともに、表示方法を差押調書の余白に記入しておく（基本通達60⑱）。

(4) 動産の保管責任

ア 滞納者の保管債権

滞納者が保管中の動産を滅失、亡失、又はき損したときは保管人としての注意義務を怠ったか否かにかかわらず、一切の損害を滞納者が負担する。

なお、故意に差押財産を滅失し、亡失し、又はき損した場合には、国税徴収法第187条（罰則）、刑法第252条第2項（横領の罪）、同262条（毀棄の罪）等の規定が適用されることがある（基本通達60②）。

イ 占有する第三者の保管責任

滞納者の動産を占有する第三者は、滞納者に対しては、滞納者の財産を占有している原因である賃貸借契約、寄託契約等の内容に従って注意義務を負い、また、国に対しては、保管者として一般に要求される程度の注意義務を負う。

なお、第三者が故意に又は注意義務を怠ったことにより、保管中の動産を滅失、亡失、又は毀損したときは、滞納者又は国に対して損害責任を負う（基本通達60③）。

(5) 動産の使用収益

ア 滞納者に使用又は収益を許可する場合

差し押えた動産を滞納者又は使用収益権を有する第三者に保管させる場合において、その動産の使用又は収益をさせても、ほとんど減耗を来さないとき、多少摩耗はあっても保険料等の徴収が確実であると認めるとき等保険料等の徴収に支障がない場合は、その動産の使用又は収益を許可することができる（国税徴収法61、基本通達61①）。

なお、滞納者に使用又は収益を許可する場合は、次に留意する。

(ア) 使用又は収益の許可は、原則として、滞納者の文書又は口頭による申立てにより行う（基本通達61②）。